

不登校前史としての怠惰 (truancy)

— 1920-1930年代の児童心理学の言説から—

柴田 恵 輔

1. はじめに

日本において、児童の欠席をなんらかの「問題」として表現する概念として不登校・登校拒否が長く用いられてきた。ただし最初から不登校・登校拒否といった概念が用いられていたわけではない。児童の欠席がなんらかの「問題」として語られるようになっていた時代は1920年代であり、その初期から用いられていた概念がtruancyである(柴田2021)。つまりtruancyという概念によって、はじめて児童の欠席を「科学的」⁽¹⁾な観点から検討することが可能になり、その語りに「科学」という説得力が付与されるようになったといえよう。

元々不登校・登校拒否という概念は、英米における怠学(truancy)研究のなかで従来の怠学に当てはまらない神経症的な症状を持つものが現れたという研究結果を受けて、米国のJohnsonら(1941)が児童の欠席を「学校恐怖症」と名付けたことに起源をもち、この学校恐怖症が1960年前後に日本に輸入され、後々登校拒否、不登校へと変遷していった歴史をもつ(保坂,2002)。つまり、日本においてtruancyという概念から直接不登校・登校拒否といった概念が派生したわけではない。一方、両者を「児童の欠席」言説という大きなくくりの中で関連づけること自体は可能であろう。両者ともに児童の欠席を科学的に研究した言説であり、日本においても不登校・登校拒否に先駆けてtruancyによって児童の欠席が「問題」として定式化され、語られていたことに違いはないからである。そこで本研究では暫定的にはあるがtruancy言説を不登校・登校拒否言説の「前史」と位置づけ、そのうえで児童の欠席言説の歴史の一端を明らかにするために、児童の欠席が「問題」にされ始めた時代である1920-1930年代の怠惰(truancy)言説を研究対象とする。

なお、本邦におけるtruancy言説を分析した研究は管見の限り存在しない。そのため先行研究がなく、truancy言説を分析するための土台に欠いている現状である。そこで不登校・登校拒否言説の先行研究を時に参照にしつつ、truancy研究について分析をしていきたい。

詳しくは第二節で検討するが、truancyは「逸脱」と強く結び付けられていた概念である。この点において不登校・登校拒否言説と異なっている。しかしながら、truancy言説を検討することで見えてくるものは、「児童の欠席」をtruancyという「逸脱」に位置付けることで、「児童の欠席」を「問題」として成立させた言説の在りようである。同時にtruancyと名付けられた「児童の欠席」という「逸脱」を検討する過程で、truancyのさまざまな「原因」を語りの俎上に載せていく言説の在りよ

うも truancy 言説の分析を通じて見えてくる。「児童の欠席」を「逸脱」として強固に位置付け、「問題」として成立させることで、「児童の欠席」に対してどのような語りがなされるようになったのかを、truancy 言説の分析で明らかにすることができる。

1920-1930年代に truancy という概念を通じて「児童の欠席」に関してどのような語りがなされていたのかを、不登校・登校拒否言説との比較を交えながら明らかにすることを本研究の目的とする。第2節では1920-1930年代の truancy 言説を検討するうえでの前提として、truancy が不良化や逸脱と関連づけられていたことを確認する。この第2節での確認が第3節における検討の前提となる。そのうえで、第3節において1920-1930年代の児童心理学における truancy の原因論を検討し、truancy という概念によって児童の欠席に対してどのような語りが可能になっていたのかと、その背景を明らかにする。第4節で全体の議論のまとめと今後の検討課題を提示する。

2. 逸脱としての「truancy」

日本においては遅くとも1920年代には「truancy」という概念が用いられていた。これらの領域では「truancy」には主に「怠惰」という訳語が当てられていた。当時怠惰 (truancy) という概念を用いていた領域は児童心理学や特殊教育・児童保護である。当時の怠惰 (truancy) 言説を考えるうえでの最大の前提として、truancy が「逸脱」や「不良化」と関連して語られていたことがあげられる。この語りは特殊教育や児童保護の言説に強く表れている。くわえて特殊教育・児童保護は児童心理学と無関係というわけではない⁽²⁾ため、ある程度怠惰 (truancy) に関する見解を共有していたといえよう。そのためまずは特殊教育・児童保護の怠惰 (truancy) 言説から、怠惰 (truancy) 言説が「逸脱」や「不良化」と関連していたことを確認したい。たとえば樋口 (1924) の『欧米の特殊教育』では以下のように「怠惰 (truancy)」の説明がされている。

怠惰兒 Truant の教育——こゝに怠惰兒と稱するは、登校を嫌ひしばしば——(しばしば——引用者注) 途中遊びなし假令登校するも眞面目に勉強せざるものを總稱するのである。この種の児童は、これをそのまゝに放棄すれば、弱きは乞食、淫賣となり、強きは竊盜強盜等の如き犯罪者となるが故に、これをその蛆たる間に除き去らうとするのである。

(樋口, 1924: 77) (注は引用者)

樋口によれば、「怠惰兒」は放置すれば「弱きは乞食、淫賣となり、強きは竊盜強盜等の如き犯罪者となる」としている。つまり、「怠惰 (truancy)」を場合によって犯罪行為にすら結びつく逸脱としてみなしている。樋口 (同上) における「特殊教育」の対象には「性格缺损」(p. 6) として「悪癖者・不良少青年」(p. 6) などが含まれており、怠惰 (truancy) もその一種である。

樋口は「両親學校」と訳された「Parental school」や「一名怠兒學校」と訳された「Truant

school」という truancy と認定された児童を收容する米国の施設を紹介しており、この「両親学校」では「教育は訓練に重をおき、専ら従順と専心との徳を植ゑ付けるに努めて居る」とあり、週毎に過失を重ねた児童に対し「校長室に呼び出して體罰を加へる」ともある (pp. 78-80)。「怠惰 (truancy)」という概念を通じて、児童の欠席は收容・矯正をすべき、逸脱・不良化に関連する行為であると語られているのである。

1920年代といえは不良児への対策として、感化事業から展開した児童保護制度が形成されるようになった時期である (平塚, 1992)。平塚 (同上) によれば、当時児童保護論は児童の不良化の予防や矯正のために、長期欠席児童への着目と保護が必要であると唱えていた (p. 414)。その不良児に対しても、これまでの方針であった学校からの排除ではなく、むしろ不良児を積極的に学校が保護すべきという意見を提唱していた (平塚, 同上: 413)。さらに1920年代は校外救護・補導事業が発展し、学校外における逸脱が問題視されるようになり、カフェーや映画館などの立ち入りなども含め、学校外の生活までも監視の対象になっていた (鳥居, 2006: 258)。たとえば青木誠二郎 (1922) は怠惰 (truancy) になった児童は「更に學校が一層いとはしくなると、學校へ行くと云つて、活動寫眞に入つて自分の蘗をはら」(p. 49) すようになると指摘し、それを「彼の罪」(p. 50) の一例としている。怠惰 (truancy) になった児童が学校ではなく活動寫眞 (映画館) に入り浸ることが典型的な逸脱として語られているのである。

学校の外側に「不良」や「逸脱」の問題があるとされるようになり、その予防・対処として生徒を学校に「包摂」することが必要になると語られていた。怠惰 (truancy) という児童の欠席を不良化や逸脱の類とみなす言説もまた、そうした語りの文脈のなかに位置付けられるのである。

3. 怠惰 (truancy) が可能にした語り

3-1. 学際的に言及可能となった原因

怠惰 (truancy) が逸脱であるという語りは、児童心理学の領域における怠惰 (truancy) 言説の前提としてみられる。勿論、児童心理学の領域では怠惰 (truancy) を逸脱として済ませるだけでは終わらない。その原因が検討される。怠惰 (truancy) という「児童の欠席」の原因が「科学的」に言及されるのである。児童の欠席言説の歴史上、こうした語りの在りようはおそらく初めてのことであり、その意味で怠惰 (truancy) 言説が「可能にしたこと」なのである。

まず当時怠惰 (truancy) の原因は「内在的原因」と「外在的原因」の二つに分けられる傾向にあった。たとえば松宮 (1931. 6) は、「怠惰児となる原因」を「(一) 児童自身に關するもの」と「(二) 環境の影響によるもの」に大別している (p. 45)。このうち、前者が「内在的原因」であり、後者が「外在的原因」である。

ではどのような原因が語られていたのであろうか。1920年代の怠惰 (truancy) 言説のなかでも、最初期のものである上野 (1921) の『児童心理學精義』では次のように「怠惰」を語っている。

三、浮浪の傾向と怠惰 家庭又は學校を脱して怠けることは、慣習からいつでも道徳からいつでも罰すべき不良行爲である。殊にかくの如き怠惰が永く續くと、種々の犯罪を産む原因となる恐れがある。併しこの怠惰の原因もやはり生得的の本能の中に存するのである。それは移住本能の條下に詳しく述べておいた通り、一定の季節が來、一定の年齢に達するといふと、特に男の兒の血管は湧きたつて來て、何となくあらゆる束縛を脱して、世界を見たいといふやうな心もちを起して來ることがある。之は動物の移住本能と同性質のもので、或は之を漂遊慾ともいふが、この要求が無制限に働けば、その結果は怠惰となり、家出となり、彷徨となるのである。

(上野, 1921: 601) (傍点は原文)

上記の引用では「怠惰」を「罰すべき不良行爲である」とし、その原因が「生得中の本能」「移住本能」といったある種の本能に由来するものとしている。これは「内在的原因」に分類される原因論である。怠惰児童は一定以上の年齢に達したことによって生じた「本能」のもとに、學校を欠席する。怠惰 (truancy) という概念によってこのような説明が可能になっているのである。

一方、外在的原因として、たとえば松宮 (前掲書) は「家庭の状態、學校の環境、社會の環境、交友關係等」(p. 45) をあげ、中でも「家庭の缺陷」(p. 47) を「最多數と思はるゝ」(p. 47) のものとしている。松宮は深く言及していないが、他の研究では學校教育も怠惰 (truancy) 原因としてやり玉に挙げられている。この点については次項で触れよう。

こうした引用で示した原因論は、当時の怠惰 (truancy) 原因論の一端である。というのも、怠惰 (truancy) の原因論ではときには児童心理学以外の研究領域の成果を利用した、学際的な記述がされることもあったのである。その顕著な例の一つが上記の上野 (前掲書) である。上野 (同上) は「人類學的社會學的に研究した結果も中々参考になる」として、怠惰児は「身長」, 「體重」, 「社會化」が比較的未熟であり、それら未熟の原因である「家庭の勢力」, 「遺傳」がよくなかったがために児童に「移住本能」が現れて怠惰になる、といった説明もしている (p. 314)。「移住本能」という児童心理学の知見を基本としていることには変わりがない。だが上野は児童心理学の知見のみならず、人類学や社会学の研究成果を引き合いに出して、学際的に怠惰 (truancy) の原因を検討しているのである。ほかにも海野 (1924) は truancy を不就学と訳し、Lickley (1917) や Dunham (1917) の研究をもとにさまざまな原因を羅列している。そのなかには「喧嘩癖」(p. 138), 「低能」(p. 142) といった児童心理学が対象とするような内在的原因がある一方で、「貧乏」(p. 146) のような、社会科学が対象にしそうな要因も原因として列挙されているのである (海野, 前掲書)。ただし、たとえ人類学や社会学の研究成果を用いても、最終的には児童心理学の枠組みに収まっている。海野 (同上) は不就学 (truancy) の原因を「心身固有の特質より發するもの」と「環境の影響によりて生れるもの」に大別している (p. 138)。つまり「内在的原因」と「外在的原因」という区分を崩してはいない。そのため児童心理学はその枠組みを超えて怠惰 (truancy) の原因を検討しようとした、というよりも学際的に怠惰 (truancy) 研究の成果を集めて、それらを児童心理学の枠組みの中に収めて検討しようとし

た、といった方が正確であろう。

とはいえ、不登校・登校拒否言説と比較すればこうした学際的な記述は目を引くものがある。第一節で述べたように、不登校・登校拒否とは元々 truancy から派生した概念であり、より「神経症」的な記述に的を絞ったものである。より心理学や精神医学のような「心の領域」の方向への記述の純度を高めていったものなのである。その点で 1920-1930 年代の怠惰 (truancy) という概念によって、児童の欠席の部分的ながらも学際的な記述が可能になっていたといえよう。この背景の一つには当時の米国の truancy への取り組みの変化が考えられる。倉石 (2014) によれば、19 世紀末以降米国では、怠学 (truancy) を単なる悪徳とはみなさくなり、当時発展しつつあった児童心理学、社会学やケースワーク論といったさまざまな人間科学を用いて怠学 (truancy) が説明されるようになっていったというのである。海野 (前掲書) が参考になっている Lickley (前掲書) や Dunham (前掲書)、また上野 (前掲書) が参考になっている Kline (1898) はこの時代の米国の研究であり、こうした文脈にあるものと考えられる。そう考えれば、truancy という概念を輸入したことによって、児童の欠席の学際的な原因論が部分的にも可能になったといえるのではないであろうか。

3-2. 児童の欠席から可能になった学校教育批判

前節でみたように児童心理学における怠惰 (truancy) の原因論は、学際的に集められていたといえる。そのなかで注目すべきは、怠惰 (truancy) の原因の一つとして学校教育があげられ、さらに原因論の一環で学校教育が批判の対象になっていた点である。つまり教育的な原因論があった⁽³⁾。何故注目すべきかといえば、同じ児童の欠席に関する言説でも、不登校・登校拒否の言説は長く学校教育の批判が行われなかったからである。1930 年代の教育相談の一部では既に登校拒否という言葉で児童の欠席を分類していたが、教育相談ではその殆どが欠席の原因を家庭教育や児童個人の性質に求めていた (柴田, 前掲書)。また加藤 (2012) は 1970-2000 年までの『朝日新聞』の家庭面における不登校・登校拒否の記事を分析し、不登校・登校拒否を通じた学校教育批判が現れるようになった時期は 1984 年以降のことであると指摘している (pp. 177-179)。1984 年まで不登校・登校拒否は児童個人や家庭教育の原因とされてきたのである。これらの先行研究を考慮すると、1920 年代の時点で怠惰 (truancy) という概念によって児童の欠席が語られるようになってから早々に、児童の欠席を通じた学校教育批判を可能にした点は、怠惰 (truancy) 言説の特色といえよう。

海野 (前掲書) もまた不就学 (truancy) の原因に学校教育を挙げている。「形式的劃一教育」という項目では、「カイ女史」すなわちエレン・ケイの『『児童の世紀』』を参考しつつ、「形式的器械的で創造と生命とがない」「窮屈な教育」は「不就学を起すを免れない」と記述し、「教育方針は充分創意と生命とに充ちた生々としたものでなければならない」と主張している (海野, 同上:147)。

こうした怠惰 (truancy) を通じた学校教育批判は他にも存在している。上野 (前掲書) もまた、「怠惰 (truancy)」を児童の本能に由来する逸脱としてのみならず、学校教育が生み出すものとして、学校教育を批判している。

クラインが怠惰の動機を調べたところによると、彼等は家庭や学校の束縛を脱しはしても、初めから悪いことをする気はなかつたさうである。怠惰の實例を調べて見ると、家庭又は學校に於てその責を負ふべきものが大部分を占めてゐやうである。即ち彼等の本能的要求に對して適當の安全瓣を設け、或程度までその要求を容れてやつたならば、間違ひを起さずに済んだであらうと思はれるのである。

(上野, 同上: 602)

上野は Kline (1898) の研究をもとに、怠惰 (truancy) の責は家庭および學校にあるとしている。家庭や學校が児童の移動本能を適切に満たしてやることができれば、怠惰 (truancy) という間違ひを犯さずに済んだ、としているのである。

それ以外の箇所でも、上野 (前掲書) は怠惰 (truancy) と絡めて「牢獄の如き家庭及び學校に在る子供は、動もすればそこを脱して自由の天地に翔翺せんとする傾向を現すものである。」(p. 314) としている。家庭や學校を「牢獄」とまで表現している。その後、上野は「怠惰 (truancy)」をもたらず移住本能に對して學校や家庭がすべきことを2つ提案している。1つ目は「それ (移住本能——引用者注) はなるべく學校及び家庭で満足せしめてやらなければならぬ。…… (中略) ……教室外にある世界を切りくづして教室内で見せるよりは、児童を教室外につれ出して世界をみせるやうにするが至當である。」であり、2つ目は「家庭及び學校に於ては、成るべくその社會的方面の催しを盛にして、それ以上子供に移動の慾を起させないやうにしなければならぬ。即ち學校と家庭とが中心となつて、子供はその周圍で活動するやうにせねばならぬ。」である (上野, 同上: 314-315)。

こうした上野や海野の怠惰 (truancy) 言説における學校教育批判は新教育思想に連なっているといえよう。海野はエレン・ケイを参照に學校教育を画一的なものとしているが、こうした論調は大正新教育運動によく見られるものである。上野は「自然界も、工作物も、政治の機關も、人の活動も、すべて教室の外に出て見た時に、始めて活きた智識を得ることが出来るのである。」(上野, 同上: 315) としている。教室の外でこそ、「活きた智識」を得られるといった論調もまた大正新教育運動に見られるものである。児童心理学と新教育思想は別々のものである。しかし岩下 (2016) によれば、20世紀初頭の英國において教育心理学と新教育思想は「両者はいずれも子どもの『差異』に注目し、差異に応じた多様な教育を志向する点で共通」しており、「協力関係や親和性」があったという (p. 427)。あくまでも英國の事例ではあり、かつ教育心理学と児童心理学は厳密には異なる領域である。しかし、こうした事例の存在によって日本においても児童心理学と新教育思想に親和性があったと推測できるのではないだろうか。

その他、新教育思想の影響を指摘されている児童心理学者として青木誠四郎の名前をあげられる。青木誠四郎は当時「劣等児・低能児」と呼ばれていた児童たちへの特殊教育にかかわっていた研究者の一人である。青木誠四郎の特殊教育観と、それを支える教育観・児童観を分析した平田 (1987) は、青木の児童観には「児童中心主義」が、教育観には「個性尊重の教育」の思想が含まれていることを

指摘している (pp. 12-13)。児童中心主義も、個性尊重もいずれも大正新教育に連なる教育思想である。この青木もまた自著で「怠惰 (truancy)」について言及している。その言及はたとえば以下の通りである。

かくの如くして劣等児、低能児には、學校の教育は、單に彼等を束縛するものとなり、學校は、叱られるところ、できないと云つて嘲られるところとなつて、遂に毎日毎日學校を休んだり、また學校へ行つても非常に怠けてゐる兒童となるのである。何故に、これらの兒童は、學校を休んだり怠けたりするのであらうか。

上述したところでも明かであるが、學級教授と云ふものは、どうしても中庸の生徒を標準にしてゐるものである。であるから低能児や、または劣等知能の兒童と云ふ様な、知能低級な兒童に於ては、何學科にしても解することが少なく、教師はただ彼等を束縛するに止まり、従つて學校は、興味索然たるものとなるのは當然のことである。

(青木, 前掲書: pp. 48-49)

青木は、学校教育がいわゆる「劣等児、低能児」の知能に合わせた教育を提供していないがために、それらの兒童が怠惰になってしまうと主張している。青木 (同上) は上記の引用以降も、「そのはじめは、彼等自らが怠けようとしたのではなく極端に云へば、學級教授がさうさせるのである。」(p. 49) や、「これら (兒童が怠惰となり遊びふけること——引用者注) も彼の罪であると云へば罪かもしれないが、學校に於て彼等に充分の注意をはらつて、相當の教育をすることのできないことに原因はある」(p. 50) と記述している。そのうえで青木 (前掲書) は「かくの如き非常に厄介な分子はどうしても學校からとり除いて、他の特別教育を」(p. 51) することを提唱している。つまり知能を根本的な原因として怠惰 (truancy) になった兒童をより適切な別の学校教育に「包摂」しなおすことで解決するとしている。

青木は1930年代以降も怠惰 (truancy) について言及している。青木 (1936) の6章5節には「怠惰児」(p. 195) という節がある。そこでは「智能」の低さのみならず、「肺や心臓に疾患」, 「栄養不良, 腺の異常などの身體的原因」などの原因をあげている (青木, 同上: 196-197)。この後、「一般に兒童の能力ではもて餘すやうな困難な學習が與へられたり、作業があてられると…… (中略) ……時に一般的な、時に特殊な作業に對し學習に對して、これを嫌ひ怠惰になることが珍しくない」とし、この状況を「外因として考へられなくなてはならぬものとも見られる。」と加えている (青木, 同上: 197)。兒童の能力を無視した学校教育の在り方を「怠惰 (truancy)」の外在的原因として批判しているのである。怠惰 (truancy) への対応として青木 (同上) は、怠惰の原因や「身體的な障碍の有無」について調べ、適切な「困難でない作業を與へ」ることなどを提唱している (p. 199)。

ここでわかることは、青木は「怠惰 (truancy)」に対応をするうえで兒童の適性に重きを置いていることである。知能にせよ、身体的・心理的な特性にせよ、兒童にはそれぞれの適性に應じた作業や

教育を与える必要があり、適性に即していない作業や教育を強いられているからこそ怠惰 (truancy) になってしまう、という見解である。

青木の「怠惰 (truancy)」に関する語りが新教育の思想と連なっている部分はここである。平田 (1987) は青木の特殊教育観には個性尊重の思想を「序列化された個人差の最下位に位置する」(p. 19) ものたちまで適応する考えがあったことを指摘している。青木による「怠惰 (truancy)」に関するこれらの語りもまた、知能、身体的・心理的特性を児童それぞれの「個性」とみなし、それを尊重した個性の在り方を唱えている。青木の個性尊重の思想と、それを通じた学校教育批判が「怠惰 (truancy)」の語りにも表れているのである。

これまで見た学校教育批判が大正新教育思想に連なっていることからわかるように、学校教育批判は、怠惰 (truancy) 言説によってはじめて可能になった、というわけではない。学校教育への批判自体は 1920 年代以前から大正新教育運動のなかで語られてきたことである。怠惰 (truancy) という概念が可能にした語りとは、「児童の欠席」と「学校教育批判」を接続し、児童の欠席の原因として学校教育を批判する語りなのである。

ただし、こうした学校教育批判がなされていることが必ずしも児童個人の性質や家庭教育を怠惰 (truancy) の原因から外していることを意味しているわけではないことに注意したい。とくに上野は学校教育批判と並んで、家庭教育への批判もしている。あくまでも学校教育批判は数多くある原因の一つでしかないのである。

では、怠惰 (truancy) 言説が学校教育批判も含めて、部分的にも学際的に怠惰 (truancy) の原因を検討しようとした背景には何があったのであろうか。怠惰 (truancy) が逸脱や不良化と関連していたことが、児童の欠席の原因をいくつもの要因から検討しようとしていた背景にあったと推測する。たとえば松宮 (前掲書) は「児童が學校を缺席すると云ふ事は正當なる理由のない限りその社會の根底を危くし、社會將來の發展上由々しい問題である。」(p. 44) とし、更に「怠惰性が種々の少年犯罪の第一歩となり、種々の不良性の一つの原因となる點から考へて事を未然に防ぐと云ふ考へから細心に取扱」(p. 45) うことを提唱している。怠惰 (truancy) という概念は多岐に渡る児童の欠席の原因論を可能にしたが、その背景には児童の不良化という社会問題と関連づけられ語られていた怠惰 (truancy) という概念の在りようがあったと考えられる。

3-3. 学校教育を自明化する怠惰 (truancy)

前項では怠惰 (truancy) という概念によって、児童の欠席を通じた学校教育批判が可能になっていたと言及した。その際、比較対象として不登校・登校拒否言説における学校教育批判をあげた。しかしながら、1920-1930 年代の怠惰 (truancy) 言説における学校教育批判と 1984 年以降の登校拒否・不登校言説における学校教育批判では決定的に異なる点がある。

1984 年以降、不登校・登校拒否言説における学校教育批判は、不登校・登校拒否が「逸脱」ではないとし、さらに学校教育を相対化し学校教育の「外」に児童の居場所を用意する声を伴っていた。

とくにその声の中心を担っていた組織が、奥地圭子による登校拒否を考える会および東京シューレである。奥地は社会や人々が学校信仰に縛られていることを指摘し、子どもをより自由に尊重した学校外の居場所であるという東京シューレを設立した(朝倉, 1995)。つまり, 1984年以降の不登校・登校拒否言説による学校教育批判は学校教育を「相対化」する語りである。一方, 1920-1930年代の怠惰 (truancy) 言説は学校教育を批判しているが, その批判を含めて学校教育を「自明化」する語りをなしている。同じ児童の欠席言説でもこの点に両者の違いがある。

怠惰 (truancy) 言説はさまざまな原因を検討してはいたが, いずれも怠惰 (truancy) は逸脱であるという前提を崩してはいなかった。こうした怠惰 (truancy) 言説にとって, 逸脱した児童を学校教育に「包摂」することが, 児童の欠席に対する唯一のゴールだったのである。第一節で見たように当時の怠惰 (truancy) 言説は, 学校教育の「外」にこそ逸脱や不良化の問題があるとしていたからである。だからこそ, 学校に行かず, 学校教育の「外」にいる児童は逸脱した児童として語られ, 逸脱した児童を学校教育に「包摂」することがその対処になるとされていた。学校教育の「外」を逸脱の場とし, 学校教育への「包摂」を強めようとする点において, 怠惰 (truancy) 言説はまさに学校教育を自明化する語りをなしているのである。

ただし怠惰 (truancy) 言説には大正新教育思想に則った学校教育批判もあった。しかしこの学校教育批判は学校教育を自明化する語りの一部であった。では怠惰 (truancy) の学校教育批判を通した学校教育の自明化とはどのような語りであったのであろうか。それは, 不適切な学校教育は児童を怠惰 (truancy) に導くが, だからこそ学校教育を整備し, 児童をより適切に学校教育に「包摂」しなおすことで怠惰 (truancy) の予防・対処とするという語りである。例えば上野(前掲書)の場合は児童の移住本能を適切に満たせてやらない学校教育が, 青木(1922)の場合は「特殊児童」の適性に応じていない学校教育が怠惰 (truancy) を生み出すとされていた。それは裏を返せば, 上野(前掲書)の場合は, 教室の外で生きた知識を児童に教えるという, 児童の移住本能を満たす「適切」な学校教育を, 青木(1922)の場合は児童の適性や知能に応じた「適切」な学校教育を整備することで怠惰 (truancy) が解消される, ということを意味しているのである。実際, 既に見たように青木や上野は学校教育批判と共にこうした学校教育の変革を提唱している。児童の移住本能が向かう教室の「外」を学校教育の範疇に収め, 通常の学校教育に適していない児童をより適切な別個の特殊な学校教育に収める。上野や青木による学校教育批判は, 学校教育を自明のものとし, そのうえで学校教育の「包摂」をより強めていく方向を適切なものとしているのである。

無論, 怠惰 (truancy) 言説によって初めて学校教育の自明化が初めて可能になった, というわけではない。1920年代には既に児童保護論等において学校教育の自明化は進んでいたであろう。ここで大事な点は怠惰 (truancy) が語られた児童心理学という領域は, 児童保護論が依拠することもある「科学」の場であるということである。怠惰 (truancy) という概念によって児童心理学という一つの「科学」の場においても学校教育を自明化する語りが可能になったのである。

4. おわりに

1920年代に欧米から輸入された怠惰 (truancy) という概念によって児童の欠席を「科学的」に分析することが可能になった。当時の児童心理学における怠惰 (truancy) 研究は、あくまでも児童心理学という枠組みに収めるためではあるが、人類学や社会科学のような他領域の研究成果をも取り込んでいた。部分的にはあるが学際的な怠惰 (truancy) の原因論を可能としていたのである。そのなかには怠惰 (truancy) の原因が学校教育にあるとして、大正新教育の文脈に則った学校教育批判がなされていた。1920年代児童の欠席が問題として語られるようになってから早々、怠惰 (truancy) という概念を通じて、児童の欠席の原因として学校教育批判が可能になっていたのである。こうした学校教育批判も含めて、怠惰 (truancy) 言説は学校教育を自明化する語りであったといえる。あくまでも怠惰 (truancy) は逸脱であり、学校教育に児童を「包摂」することが望まれたゴールだったからである。怠惰 (truancy) 言説における学校教育批判もまた、学校教育に「問題」があるとしながらも、だからこそその「問題」を解決してより適切に学校教育の包摂を強めて行けばよいとする語りだったのである。怠惰 (truancy) という概念は、児童の欠席を通じて、児童心理学という領域においても、学校教育を自明化する語りを可能にしていたのである。

怠惰 (truancy) という概念を通じて学校教育を自明のものとした児童心理学の語りはのちの不登校・登校拒否言説にも繋がっていくのではないであろうか。1930年代は児童心理学者による教育相談が隆盛した時代である。教育相談では児童の欠席についての相談があり、学校教育が自明のものとなっていた(柴田, 前掲書)。さらに第3節2項で触れたように、一部の教育相談では既に「登校拒否」という言葉が使われていた。共に児童心理学という領域で児童の欠席を「問題」とし、学校教育を自明のものとしていた。この共通点において両者の繋がりを見出せるのである。加えて、本稿で引用した児童心理学者の青木誠四郎は、大日本連合婦人会や『讀賣新聞』の紙上で教育相談を担当することになる。怠惰 (truancy) を不登校・登校拒否の前史とした処置はあくまでも本研究における暫定的なものであった。しかしこうした共通点と、同じ児童心理学者による語りであったことを踏まえると、両者にはなんらかの連続性が考え得る。1920年代に語られるようになった怠惰 (truancy) 言説が、1930年代以降の不登校・登校拒否言説と連続する部分があるという意味で、怠惰 (truancy) 言説が不登校・登校拒否言説の前史であったといえるのではないであろうか。もちろんこの点にはより厳密な分析が必要になるであろう。その分析を今後の検討課題としたい。

注(1) ここでいう「科学」とは厳密な意味での科学それ自体ではなく、科学という看板のもと、客観的・合理的であるとして説得力が付与された、物事への観点や説明の在りようである。

(2) 文部省による教育事業には久保良英や青木誠四郎のような(児童)心理学者が関わっていた(平田, 1986)。また児童保護事業の科学性を心理学から担保した代表者に児童心理学者の倉橋惣三がいた(平塚, 1994)。

(3) 例えば上野(前掲書)の種本の一つであるKline(前掲書)ではtruancyの「Pedagogical」な原因として学校教育批判をしている。

参考文献

- 青木誠四郎, 1922, 『低能児及劣等児の心理と其教育』 中文館書店.
- , 1936, 『児童心理学』 賢文館.
- 朝倉景樹, 1995, 『登校拒否のエスノグラフィー』 彩流社.
- Dunham, Inez D, 1917, “Causes of Truancy Among Girls”, *Studies in sociology. Sociological monographs*, No. 3, pp. 1-14.
- 樋口長市, 1924, 『歐米の特殊教育』 目黒書店.
- 平田勝政, 1986, 「大正デモクラシー期の文部省社会教育課と特殊教育——1920年代における就学児童保護事業の成立と劣等児・低能児教育振興策の展開」『教育科学研究』 5, pp. 49-65.
- , 1987, 「大正デモクラシー期における青木誠四郎の特殊教育観」『教育科学研究』 6, pp. 12-22.
- 平塚眞樹, 1992, 「日本における子ども『保護』の制度化と『子どもの権利』(上)」, 『社会労働研究』 39, (2-3), pp. 395-420.
- , 1994, 「日本における子ども『保護』の制度化と『子どもの権利』(下)」, 『社会労働研究』 40, (3-4), pp. 395-417.
- 坂坂享, 2002, 「不登校をめぐる歴史・現状・課題」『教育心理学年報』 41, pp. 157-169.
- 岩下誠, 2016, 「第8章 イギリスの教育思想」眞壁宏幹編『西洋教育思想史』, pp. 392-435, 慶應義塾大学出版会.
- Johnson, Adelaide M, Falstein, Eugene I, Szurek, S A, & Svendsen, M D, 1941, “School Phobia”, *American Journal of Orthopsychiatry*, Vol. 11, Issue. 4, pp. 702-711.
- 加藤美帆, 2012, 『不登校のポリティクス——社会統制と国家・学校・家族』 勁草書房.
- Kline, Luis W, 1898, “Truancy as Related to the Migrating Instinct”, *The Pedagogical Seminary*, Vol. 5, Issue. 3, pp. 381-420.
- 倉石一郎, 2014, 『アメリカ教育福祉社会史序説——ビジティグ・ティーチャーとその時代』 春風社.
- Lickley, Ernest J, 1917, “Causes of Truancy Among Boys: Based on a Study of 1554 Cases”, *University of Southern California. Studies in sociology*, Vol. 2, No. 2, pp. 1-12.
- 松宮一也, 1931. 6, 「怠惰児はどうして出来るか」『母と子』 12 (6), pp. 44-47, 日本児童協会.
- 柴田恵輔, 2021, 「戦前の『不登校』言説——1920 1930年代の児童心理学・教育関係の専門書と教育相談から」早稲田大学教育学研究科修士論文.
- 鳥居和代, 2006, 『青少年の逸脱をめぐる教育史——「処罰」と「教育」の関係』 不二出版株式会社.
- 上野陽一, 1921, 『児童心理学精義』 中文館書店.
- 海野幸徳, 1924, 『児童保護問題』 内外出版.